



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：仲野 智  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
 毎月1日発行  
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)  
<http://www.inoken.gr.jp>

## 考えよう！外国人労働者の働き方と健康権 九州セミナー 第4回課題別セミナー

6月27日28日、熊本市内で「一緒に考えよう！外国人労働者の働き方と健康権」をテーマに第4回課題別セミナーを開催、69人が参加しました。

### 人権無視、健康破壊の実態も明らかに

初日は「外国人労働者の労働実態と健康破壊」と題して、首都圏移住者ユニオン書記長の本多ミヨ子氏の講演(写真)。2014年末現在、日本で暮らす外国人は193ヶ国212万1,831人、国籍では中国が654,777人で全体の31%、以下、韓国・朝鮮(24%)、フィリピン、ブラジル、米国、ペルーと続いています。そのうち労働可能な在留資格で滞在している外国人は約210万人。組合へ寄せられる相談から見える労働実態は解雇、賃金未払い、長時間労働、有給休暇や休日を与えないなど労働基準法違反に加え、最近ではパワハラやいじめの相談が増えています。月200～300時間残業させられたが給与は8万円のみ、仕事ができないと解雇された事案。8年間1日も休みがもらえなかった事案。職場でのパワハラ・いじめにあい心を病んだ事案など健康破壊は深刻です。過労死事案もあるはずだが表面化しにくいとのこと。外国人労働者が人として扱われていない実態に正直ショックを受けました。

政府や財界は外国人を日本社会の構成員としてみるのではなく、単に労働力の補充と考えているのです。ここから様々な問題が発生します。それは労働問題だけではなく、基本的人権に関わる問題も含まれています。移民政策を念頭に置いた総合的な外国人受け入れ政策が必要です。

### 改善されない技能実習制度は必要なのか

2日目は熊本で先駆的に取り組まれた、中国人実習生の問題について熊本県労連議長の本多光男さんと小野寺信勝弁護士から報告を聞きました。

本多さんは「行政を動かし、司法を動かし、さまざまな取り組みをしていく中で、最終的に実習生たちが国の入管局長と直接会って訴え、入管法を変え



るという成果を勝ち取った。しかし、実習生制度の根本は制度改正後も変わっていないのが実態だ。そして、裁判を闘った実習生の方からメッセージは「長い私たちの闘いを支援していただいたお蔭で、裁判には勝ち、その後、技能実習制度が改善されましたが、まだ私たちと同じような問題が出てきています。勇気を出して裁判を起こしても勝ちません。とてもショックでしょう。彼女らはどんな思いでいるのでしょうか。テレビで実習生が社長を殺したというニュースを見たときは、本当に胸が痛みました。私たちは事件の原因を考えなければなりません。実習制度は、必要な制度なのか。政府は、今またこの制度を強化しようとしています、根本的なことを考えるべきだと思います」という内容でした。彼女の話が全てを物語っているように感じました。

「外国人労働者の働き方と健康権」今後も一緒に考えて行動して行きたいと思いました。

(九州セミナー 青木珠代)

### 〈今月号の記事〉

戦争法案抗議声明／第4回理事会報告	2面
新聞労連御巢鷹山慰霊登山とシンポ／安全衛生活動交流 いわて生協労組	3面
各地・各団体 東京／山梨／板橋／医労連／中四ブロック／民医連／生協労連	4～6面
清掃工場のアスベスト公務認定／いの健×平和	7面
2014年度過労死補償状況	8面

声明

# 「戦争法案」の強行採決を糾弾する

2015年7月15日 働くもののいのちと健康を守る全国センター 理事長 福地保馬

安倍政権と与党は全国から沸き上がる国民の反対の声を無視して、7月15日に衆議院安保特別委員会で安全保障関連法案(戦争法案)を強行採決した。働くもののいのちと健康を守る全国センター(以下、いの健全国センター)は、「平和を希求する国民の声を踏みにじる暴挙だ」として、強く抗議する。民主主義を否定した暴挙であり、断じて許すことはできない。

いの健全国センターは、この暴挙を強く糾弾するとともに、平和憲法を蹂躪し、日本をアメリカなどと一緒に海外で戦争する国に変える「戦争法案」を廃止に追い込むため、反対運動にいつそう力を強めていく決意である。

政府・与党は、「委員会審議は100時間を超えた」と強弁し、審議時間だけをもって国民的議論が尽くされたかのように述べている。しかし、委員会審議において、野党議員からの追求に対して、安倍首相や中谷防衛・岸田外務両大臣の答弁は二転三転を繰り返し、具体的な論拠を欠くなど、審議は再三中断してきた。

衆院憲法審査会においては、自民党推薦で出席した学者や内閣法制局長官経験者までもが「法案は憲法違反だ」と指摘した。



審議が進めばすすむほど、国民の不安や懸念が広がっていることは、各種世論調査でも明らかだ。いま民主主義と立憲主義を否定する安倍政権の暴走に国民から強い批判が噴き出している。

国際労働機関(ILO)は、第二次世界大戦の反省を踏まえ、「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」とし、戦争を回避するために、労働者が健康で生活することができる賃金と労働(ディーセントワーク)を実現する必要性を訴えている。

戦争ほど働くもののいのちと健康を危険にさらすものはない。政府の行為によって再び戦争の惨禍を起させないためにも、いの健全国センターに集う方々に心から呼びかける。

「戦争法案」廃案に力を結集しよう。

## 10月の中央労安学校を共和文具会館で開催 メンタルヘルス問題を中心に 「いの健」全国センター第4回理事会

第4回全国センター理事会が、7月8日に平和と労働センターで開催されました。

協議事項では、①第11回中央労安学校について、10/24-25に共和文具会館(浅草橋)で開催することを確認。メンタルヘルス問題を中心に企画を構成し、講義と班討論をセットに1つのテーマを深めていくことにしました。カレッジの「同窓会」については、ナイトセッションとして、1日目の夜にセッティングします。チラシは遅くてもお盆前に全国に配布していきます。②過労死防止法の具体化にむけたとりくみについて、大綱(案)へのパブリックコメントを確認し厚労省に提出しました。各地方センターでも積極的にとりくむことを提起しました。今年度の過労死防止シンポジウムについては、昨年実績のある県では、イベント会社と連絡をとり今年度の具体化を図ること、それ以外の地方では来年度に国主催への実績づくりのために企画し、労働局の後援を要請していくことを確認しました。③この間、意見交換をしてきた制度政策要求の改定版を確認。

労災問題の項目を中心に厚労省交渉を行います。④アスベスト問題では、解体工事等に伴う石綿飛散防止のとりくみやハザードマップづくりについて意見交換を行いました。泉南アスベスト最高裁和解をうけ、労働基準監督署から、該当する被災労働者に案内するよう要請行動にとりくみます。⑤安全問題の学習会は、名称を「第1回安全問題を考える学習会 航空・運輸安全フォーラム」とし、「御巣鷹山事故から30年、空の安全の現状と課題」「航空・運輸安全フォーラム」の2部構成で具体化を進めます。あわせて、午前中にオプション企画としてとりくむ飛行場見学についても確認しました。

.....  
当面の主な日程は下記のとおりです。

◇安全問題学習会

8月30日(日) 羽田空港内

◇中央労安学校

10月24日(土)-25日(日) 共和文具会館(東京)

## あの事故を風化させない。日航機墜落から30年 新聞労連・関東地連 慰霊登山とシンポジウム

520人が亡くなった日航機墜落事故現場の群馬県上野村、御巢鷹山の尾根には被害者へのメッセージが刻まれた墓標があります。今年8月12日で、発生から30年目を迎えるにあたり「御巢鷹山学習会」（新聞労連関東地連主催）が6月13、14日に同県で開かれました。参加者は全国から約70人。当時、救出活動をした消防団員や取材した記者などの話に耳を傾けました。団員は「二度と悲惨な事故が起きないよう風化させない」と警鐘を鳴らしています。

### 「生存者の『せ』の字も見えなかった」

初日、参加者は慰霊登山を行い当時に思いをはせました。同山の管理人、黒沢完一さん（80）は「30年もたつと遺族の高齢化で慰霊登山者は少ない」と危惧しています。事故直後に消防団員として救出活動にあたった消防団長松本平吉さん（60）はなただけ山の木を切りながら4時間かけて現場に到着。「機体の残骸や遺体の数を見て、生存者の『せ』の字も見えなかった」と凄惨な現場の様子を語りました。

今でも墜落前に機体の右翼が山を削った跡「U字溝」や、登山道の至るところに立てられた墓標の数々が事故の衝撃の大きさを物語っています。松本さんは「毎年開く慰霊祭も規模が小さくなっている。現場にいた人間として聞かれたことにきちんと答えたい」と話しました。

### 「まだ書き切っていない」登山者の思い

2日目は当時取材した上毛新聞社の記者やカメラマン4人によるシンポジウムが開かれました。

清水直樹さんと伊藤幸雄さんは機影がレーダーから消えた第一報を耳にして現場に向かいました。



現場が特定されず、到着まで10時間を要した清水さんは「西日が強く暑い日だった。機体が焼け焦げ、今までかいたことがないにおいがした」と振り返ります。また、同社でいち早く現場に到着した伊藤さんは救出活動の隊員や遺体収容の様子を写真に収める際に「自分は写真を撮っているのか」「手伝わなくていいのか」と当時の思いを語りました。

事故後に整備された登山道や同山の清掃活動、慰霊行事などを30年間取材してきた同社。現在の担当支局員、鶴田理紗さんは「遺族でない人も慰霊登山に来る」と言います。鶴田さんによると、事故で次男健君（9）を亡くした遺族連絡会的美谷島邦子会長は「誰かに何かを感じてもらうことで息子の命が生かされている」と語っています。同社の塚越毅さんや清水さんはこれらを踏まえて「そのような思いはまだ書き切っていない」「命の大切さを伝えるために取材していく」と今後を見据えています。

（全下野新聞労組 藤田 賢）

## シリーズ 安全衛生活動の交流

### 第36回

### いわて生協労働組合

#### 熱中症対策で飲み物を支給

共同購入配達職員の熱中症対策として、担当者と灯油配達員に900ミリリットルのスポーツドリンクか水を、毎日支給しています。コープ東北（事業連合）統一の取り組みです。

いわて独自としては、熱中症の症状と注意などを書いたカードを配達担当者に配布・事業所ごとに熱中症についてDVDで学習をしています。

#### 人気の安全衛生ポスターコンクール

労働災害をなくすための啓発活動として、「安全衛生ポスターコンクール」を労働組合と安全衛生委員会（経営側）との共催で毎年開催しています。労

組員から絵や標語を募集し、ポスターに採用されると賞品がもらえますが、応募者全員に参加賞がありますので、毎年人気のコンクールです。応募された作品を、労組執行委員会や安全衛生委員会で選考し、ポスターを作成します。完成したポスターは各事業所に配布・掲示をしています。



（神部友佳）

## 各地・各団体のとりくみ

東京

### 温かい連帯と共感につつまれて

東京センター第12回総会

7月4日、東京センターは、第12回総会を代議員、評議員など60人の参加で開催しました。冒頭、



天笠崇理事長が戦争立法や労働法制の一連の改悪に触れ、東京センターの役割の重要性と決意を込めた挨拶を行いました。続いて記念講演として「過労死等防止の取り組みの今までとこれから」のテーマで川人博弁護士が講演（写真）。講演では昨年の過労死等防止法の成立までの取り組みの到達点と今後の課題について述べられました。さらに「労働史に関する歴史認識を深めていくことの大切さ」を強調し、戦前戦後を通じて長いスパンで労働者の健康問題を検討する大切さを強調しました。参加者の認識を刺激し深める講義内容でした。

総会の討論では11人から発言がありました。1人6分間の発言時間ではありましたが、厳しい労働実態の中での職場に根差した安全衛生活動の前進、労災認定や裁判闘争など第一線で奮闘している方々の発言が続き、会場は温かい連帯と共感の拍手に包まれました。また事務局の後継者の問題、財政の逼迫状態なども問題提起されました。その後、議案は全会一致で採択され、新しい年度の役員を選出しました。さらに特別決議として「労働法制の一連の改悪と安保法制（戦争立法）に反対します」が提案され、参加者全員の拍手で確認されました。記念講演を含めて4時間の総会は、ますます東京センターの奮闘が期待される内容でした。

(東京センター 色部 祐)

山梨

### 戦争法・派遣法に反対のアピールを決定

山梨県センター第17回総会

6月21日、甲府市で第17回山梨県センター総会が開催されました。48人が参加。開会あいさつで小笠原忠彦副理事長は「国会で労働派遣法が衆議院をとった、戦争法案についても対決が厳しい情勢だ。学校のブラック化についての記念講演を楽しみにしている」と挨拶しました。記念講演は「ブラッ

ク企業化する学校」と題して産業カウンセラーの杉本正男氏が長時間労働下の学校、精神障害が多発している学校現場を詳しく話し、労働安全衛生法で学校が変わる、衛生推進者資格を取得した自らの体験を講演。また、社会医学研究センターの村上剛志氏から「ILO条約の活用」、深沢守る会の向山美樹事務局長から深沢公務災害闘争について話されました。

第2部は、深沢佳人次長を議長に、保坂忠史事務局長から議案提案、2014年度決算報告、2015年度活動方針、予算案の提案、会計監査報告、各団体報告などの後、戦争法案・労働派遣法に断固反対するアピールを決定しました。新役員を代表して、萩原武勇理事長が「憲法9条のもと、70年間も守ってきた平和が危うい、この重大な時代にしっかりと責任を果たしたい。皆さんの支持をいただきながらしっかりと頑張る」と決意を述べて、閉会しました。

(「山梨センターニュース」から)

板橋

### 心の病気の正しい知識を学ぶ

板橋センターメンタルヘルス学習会

6月25日、板橋センターとしては13回目の学習会「誰もがなるメンタル不調」をテーマとした安全衛生教室講演会を開催しました。



講師に代々木病院精神科医科長天笠崇氏を迎え（写真）、38人が参加して会場は満杯でした。教員、看護師、介護士、表現者、建設労働者、主婦、年金生活者、事務労働者など多様な層の参加があり、女性の参加も目立ちました。年代も20歳代から80歳代と広く、関心の高さを示しました。参加者からは難しい話もあったが、脳がうつ病と関係していることが、とても参考になる講演だったと好評で、講演後の質問も多く出されました。

天笠先生は「うつ病」になると脳にどのような変化が起きるか写真などを使って具体的に説明しました。また、症状が現れた時の受診先を決めるのに役に立つ10項目を挙げて説明されました。そして医師免許があれば医師はどんな治療行為も可能であり、医師の力量には個人差がある。必要ならセカンド・オピニオンを選択しようとおよびかけました。

(板橋センター 関澤光由)

## 各地・各団体のとりくみ

### 医労連 「頑張る力」を蓄えよう 第42回医療研究全国集会

6月12日、第42回医療研究全国集会 in 鹿児島が開催されました。全国各地から600人を超える仲間が参加し、医療・介護・福祉について学び・交流しました。

医療研のスローガンは、「国民と広く連帯し、患者・地域住民と医療・福祉労働者の人権・生命の尊厳を守ろう」です。開会の主催者挨拶で、日本医労連の中野千香子執行委員長は、「この間、安倍政権は、昨年6月には『医療・介護・総合法』、今年も『医療保険制度改革関連法』を強行しました。国民の声を無視して強行した背景には、企業の儲けの場とすると同時に、社会保障を抑制して戦争する国にする安倍政権の狙いがあります。今、国民無視の政権のやり方に、日本中が怒りに立ち上がり始めています。世論を変えてきた私たちの運動に大いに確信を持ち、医療研で大いに論議・交流し、『頑張る力』を蓄えましょう」と呼びかけました。

記念講演は、「社会保障改革の新段階と対抗運動の展望」と題して、伊藤周平先生が講演しました。

伊藤先生は、「安倍政権の医療と介護の社会保険改革は、国の責任を放棄し、自己責任として



放置するもので、それに立ち向かうには、地域医療を守る運動を高め、社会保障削減に反対していく運動を拡大させることが必要だ」と提起しました。

2日目は、「参加者が主役」となる17分科会と市民フォーラム(鹿児島大学)、動く分科会が実施されました。分科会では、昨年を上回る100を超えるレポート報告がおこなわれ、医療・介護・福祉・地域医療・労働安全衛生など、様々な分野での日頃の実践と事例を交流し、改善に向けて“熱い討論”がおこなわれました(写真)。

参加者各自が「これから先の自分たちの実践に生かして頑張ります!」の思いを強くし、次回、千葉に新たな事例を持ってみんなで参加しようとして鹿児島をあとにしました。(日本医労連 瀧川 聡)

### 中・四国 ブロック 戦争法案阻止の特別決議を採択 第7回中・四国セミナー

第7回いのちと健康中四国セミナーが7月4~5日、松江市で開かれ140人が参加しました。

開会で、田中暁山陰実行委員長が「安倍政権が派遣法改悪、残業代ゼロ法案や戦争法案を強行しようしている。この暴走をストップさよう」と挨拶。「戦争法案阻止」の特別決議を採択しました。

全国過労死を考える家族の会代表の寺西笑子氏が講演(写真)。「工場で働く夫は手に職をつけようと調理の仕事に転職した。生真面目な夫は、店長にされ営業やバブル崩壊後の売上確保の責任を厳しく追及されうつ病になり、バレンタインのチョコレートを受け取った日に家族に何も言わずに自死した。当時は過労死の認定基準はなく、自殺での労災認定はわずか1件だった。諦めそうになったことが何度もあったが、弁護士、支援者、家族の会等の支援で闘いを続け、京都で初めて労災認定を勝ち取れた。しかし『夫は帰らない、息子たちに同じ轍を踏ますな』が私への夫からの宿題になった。

過労死企業名公表訴訟は負けてしまったが、公表の検討などにつながった。08年、過労死弁護団、

家族の会で過労死等防止基本法制定決議をあげ、過労死防止実行委員会を結成した。署名、



意見書採択、議員立法などの運動で超党派議員連盟もできた。政権交代もあったが、国連社会権規約委員会の勧告等、世論の力で過労死等防止対策推進法を成立させることができた。逆流もあるがこれ乗り越え社会正義のための運動をすすめる」と語りました。

続いて「過労死等防止対策推進法の意義と活用」と題して過労死弁護団の高橋真一弁護士が講演。法律の内容を説明し、防止対策大綱の中の「研究成果を待つことなく防止に取り組む」とした前進面と「労働時間規制」などが入っていない課題を示し、今後の運動の強化の必要性を述べました。

2日目は5つの分科会が開かれ閉会しました。

(岡山センター 藤田弘起)

## 各地・各団体のとりくみ

民医連

### 義務化への対応を研修・交流

ストレスチェックセミナー

全日本民医連は、6月20日～21日、労働安全衛生法の改正で義務化されたストレスチェックについてのセミナーを開催しました。

初めに、「職場のメンタルヘルス：組織と職員の活性化に向けて」のテーマで東京大学大学院医学系研究科の島津明人准教授の学習講演を聞きました。講演では、職場のメンタルヘルスの目的が2・3次予防から1次予防へと変わっていくなか、個人と組織の健康観に見なおしが行われてきていること、その中でポジティブな結果や個人・組織の強みを重視するワークエンゲージメントに注目した活動が紹介されました。そして、働き方と同時に仕事以外の要因に注目し、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動について自らの希望するバランスで展開できるようなワークライフバランスのとりえ方が重要と提起しました。

続けて、義務化された制度についての概要説明と制度義務化に関する民医連としての問題提起、産業医と労働安全衛生委員会の活用について報告を行い

ました。問題提起では、制度の問題点を指摘し、義務化された本制度を考慮しつつ、健康職場づくりの本道を進もうと呼びかけました。2日目は、健康いきいき職場づくりについて、福岡健和会と熊本菊陽病院から報告。職業性簡易ストレス調査票などを使用して職場の課題を把握したり、細かい配慮に基づいた職責者へのフォローアップなどの取り組みが報告されました。



最後に、義務化された制度実施までに具体的にすべきことをチェックシートに基づいて討議と作業(写真)。全体での質疑応答をまじえながら、実施までにおさえる点を確認しあいました。

本制度は、今年12月に施行されます。実施までの準備期間において、衛生委員会や労働組合とのディスカッションを大切に、健康で働き続けられる職場づくりのきっかけにしていくことが提起されました。(全日本民医連 岡村やよい)

生協  
労連

### 『提言』を職場にどう活かすか

第4回労働安全衛生セミナー

6月27～28日、14単組29人の参加で生協労連「第4回労働安全衛生セミナー」を開催しました。今回は、生協労連いのちと健康を守る対策委員会(いの健対策委員会)が、2014年12月に出した『提言』を職場にどう活かすのか、ということコンセプトに学習と交流を深めました。

初日は、化学一般労連顧問の堀谷昌彦氏から、講演で化学一般労連の労安活動の実践、労働組合の役割、労安活動の基礎について講演。労働組合が団体交渉して、要求を実現させていくこと、労働安全衛生活動に労働者が参加すること、職場改善にとりくむことの大切さを学ぶことができました。

いの健対策委員会から「提言」について報告した後、翌日の模擬労安委員会に向けて、社会医学研究所理事の佐々木昭三氏が、労安委員会の役割と運営のポイントについて講演。労働安全衛生法は、多くの労働者の犠牲の上につくられてきた、事業主には労働者の安全と衛生を確保する責任・義務があること、健全な経営の担保は労働者が健康で安全に働けることが強調されました。また、労安活動に取り組んでい

るところは、労働条件も良いということが具体的な事例も含めて出され、労安活動と労働条件の向上は表裏一体であることを学びました。



グループ討論で模擬労安の準備

2日目は、各職場の職場改善の実践事例と、職場における最近の労安上の課題について交流。模擬労安委員会の事前の打ち合わせでは、問題の背景と、理事会側に提案する改善事項や問題点について、グループごとに議論して模擬労安委員会に臨みました。模擬労安委員会は、①同一配送事業所で労災事故が3件連続で発生、②メンタルヘルス不全で休職していた職員をどう職場復職させるのか、③パワハラ横行でメンタル不全者が絶えない職場をどう変えるのかの3テーマで、いの健対策委員が理事会側、参加者が労働組合側の委員になって協議を行いました。実際に経営側の労安担当者の参加もあって本番さながらで、時には労組側委員からの団体交渉さながらの鋭いツッコミもあり、楽しく学ぶことができました。(生協労連 渡邊一博)

# ゴミ破碎施設のアスベスト被害

## 全国初の公務災害認定

3月20日、北九州市の清掃工場で働いていた元市職員である森谷高美さんの公務災害が認定されました。清掃工場（ゴミ破碎施設）でおきたアスベスト被害事案としては、全国で初めての公務災害認定を勝ち取るという大きな成果となりました。

2011年に亡くなった森谷さんは、1973年から1992年まで小倉北環境事務所西港工場の大型ゴミ破碎棟で勤務していました。工場の天井や内壁にはアスベストが使用され、工場の清掃作業時に剥がれ落ちたアスベストを拾い集めたり、アスベストを使用した大型ゴミを破碎した破碎機内の清掃にも従事していました。その時に吸い込んだアスベストが原因となって肺機能が低下し、「びまん性胸膜肥厚」の診断を受けて入退院を繰り返していました。

遺族は、2011年4月に公務災害を求めて、地公

裁基金北九州支部に請求。しかし、同支部は職務内容や診断画像などから労災基準であるびまん性胸膜肥厚は発症していない可能性を指摘する医師等の意見をもとに公務災害を認めず、2013年8月に遺族が不服審査請求をおこないました。その後、九州社会医学研究所の田村医師、北九州第一法律事務所の池上弁護士などの専門家の力と、自治労連・北九州市職労が当時の劣悪な職場環境を明らかにするなど協力があり、総合的・集団的な取り組みで認定を勝ち取りました。

今回のケースは、今後のアスベスト被害の救済を進めるうえでも大きく救済対象を広げるものです。同様の施設で働いた経験のある人に広く知らせていくことが必要になっています。

〔北九州労建連ニュース〕より

## いのけん × 平和 うそで戦争をおこし権力で人を 黙らせる世の中は許さない

はたの 隼野たみよ  
北海道勤医労

私は、病棟で働く看護師です。

パジャマのしわが痛くないか、食べ物がのどを安全に通って飲みこめたか、認知症で食べることを忘れても、痰が自分で出せなくて呼吸が上手くできなくなっても「死ぬまで生き抜く」ことができるように援助しています。家族に話しかける言葉のひとつにも良かったのか悪かったのかと、仲間と悩み毎日、働いています。

「戦争」は私たちがしたい看護とは相いれないと思います。正義のためじゃない「戦争」、民間人が一人も死ななかつた「戦争」はなかつたし、あちこちでおこる「テロ」も「戦場には見えないところ」で起きる「戦争」だと思います。

安全を保障し、積極的に平和にするためだと言っても、「戦争」を「戦闘」に言い換えたとしても、人と人とが武器を取り合い殺し合うことに違いありません。

ひとたび戦争になれば、けがや病人が当たり前のように作りだされ、私たちの援助で治癒した人は再び戦場にもどって人を殺し、その方も命を落とすかもしれません。家族は最期に話し



白衣と従軍看護婦の黒衣を合わせた  
手作り服でアピール (左から3番目)

かけることもなく亡くなった人と会うこともできないかもしれません。従軍看護婦が昔、そうしたように、治癒の見込みがある戦闘員か否かで選別し、治癒の見込みがない人に毒を盛り、置き去りにするようなことも起こりうるでしょう。

私は白衣をふたたび、戦争の血で汚すことのないように平和を守ります。私はうそで戦争を起こし、権力で人を黙らせる世の中にならないように闘います。

インフォメーション

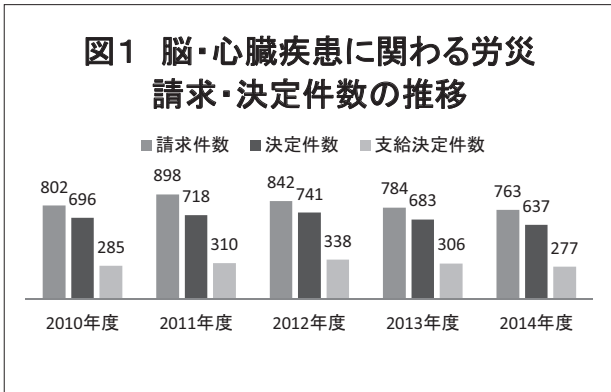
# 過労死ゼロへ、早急な対策を 精神障害の労災過去最多

## 2014年度 脳・心臓疾患、精神障害等の労災補償状況

厚生省は、6月25日、「平成26年度過労死等の労災補償状況」を発表しました。精神障害については、申請・支給決定ともに過去最高になり、「過労死等防止対策推進法」を活かし、実効ある対策が早急に求められていることがますます明らかになりました。

### 脳・心臓疾患に関する事案の労災補償状況

[1] 請求件数は763件であり前年度に比べ21件の減。「業務上」の支給決定件数は、277件で前年度に比べ29件減少しています。【図1】



[2] 年齢別では、請求件数で「50～59歳」251件、「40～49歳」222件、「60歳以上」198件の順で多く、支給決定数は「50～59歳」111件、「40～49歳」93件の順に多くなっています。【表1】

	2013年					2014年					
	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	請求件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡		
19歳以下	1	1	2	2	0	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20～29歳	23	11	20	10	13	6(10)	3(0)	15(1)	9(1)	7(0)	5(0)
30～39歳	81	32	81	40	43	19(81)	27(1)	63(6)	26(3)	39(4)	21(2)
40～49歳	210	88	182	84	92	46(15)	90(4)	149(14)	79(4)	93(3)	42(1)
50～59歳	241	88	219	95	108	47(34)	65(3)	220(25)	75(2)	111(7)	40(0)
60歳以上	228	63	179	59	50	15(76)	57(9)	149(21)	56(4)	27(1)	13(0)
合計	784	283	683	290	306	133(92)	177(17)	436(67)	245(14)	277(15)	121(3)

注 ( )内は女性の件数の内数

### 精神障害等の労災補償状況

[1] 請求件数は1,456件で、前年度比47件の増となり過去最多。「業務上」の支給決定件数497件で、前年に比べ61件の増となりこちらも過去最多です。

認定率は年度ごとにみると、2010年度29.0%、2011年度30.3%、2012年度39.0%、2013年度、36.5%、2014年38.0%と推移しています。しかし、増加したとはいえ認定率は3割台にとどまり、請求者の増を考えると「業務外」となった人の実数は増

加しています。「自殺(未遂を含む)」は前年度213件36件増加しています。今年から男女別が掲載されていますが、請求件数の約4割が女性です。【表2】

		2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
		精神障害	請求件数	1181	1272	1257
	決定件数	1061	1074	1217	1193	1307(462)
	うち支給決定件数(認定率)	308(29%)	325(30%)	475(39%)	436(37%)	497(38.5%)
うち自殺(未遂を含む)	請求件数	171	202	169	177	213(19)
	決定件数	170	176	203	157	210(21)
	うち支給決定件数(認定率)	65(33%)	66(38%)	93(46%)	63(40%)	99(47.1%)

( )は女性の件数、認定率の( )内は、女性の支給決定数を決定件数で除したもの

[2] 年齢別では、請求件数は「40～49歳」454件、「30～39歳」419件、支給決定件数は「40歳～49歳」140件、「30～39歳」138件の順に多くなっています。【表3】

	2014年			2014年								
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数						
	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺						
19歳以下	20	0	19	2	6	1	15(9)	1(0)	11(5)	1(0)	9(4)	0(0)
20～29歳	277	44	221	34	75	9	297(111)	40(4)	271(99)	49(9)	104(37)	19(1)
30～39歳	428	42	382	38	161	21	419(139)	52(3)	390(127)	52(5)	138(37)	23(0)
40～49歳	421	46	347	45	106	16	454(190)	72(7)	392(144)	61(4)	140(43)	28(1)
50～59歳	219	38	175	28	69	12	217(83)	37(2)	199(73)	38(2)	86(23)	23(0)
60歳以上	45	7	49	10	19	4	54(19)	11(3)	44(14)	9(1)	20(6)	6(0)
合計	1409	177	1193	157	436	63	1456(551)	231(19)	1307(462)	210(21)	497(150)	99(2)

\*自殺は未遂を含む \* ( )内は女性の件数で内数

[3] 出来事別決定及び支給決定数では、「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」72件「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、または暴行を受けた」69件、「特別な出来事」61件の順に多くなっています。【表4】

表4 精神障害の出来事別決定及び支給決定数(抜粋)  
\*支給決定件数が10件以上で2012年比で増加している項目を記載

出来事の種類	具体的な出来事	2013年				2014年			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺	うち自殺		
1 事故や災害の体験	重度の病気やケガをした	92	4	48	3	79(20)	7(0)	43(5)	5(0)
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	82	0	49	0	101(56)	0(0)	72(43)	0(0)
2 仕事の失敗、過重な世人の発生	顧客や取引先からクレームを受けた	22	3	8	1	35(10)	8(0)	17(2)	6(0)
3 仕事の量・質	仕事の内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事が1ヶ月に30時間以上の時間外労働を行った	127	27	55	14	129(24)	39(2)	50(9)	20(0)
	2週間以上連続勤務を行った	21	2	15	2	27(7)	4(0)	15(4)	1(0)
4 役割・地位の変化	配置転換があった	62	17	11	6	52(15)	12(1)	10(1)	4(0)
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	115	7	55	5	169(70)	14(5)	69(26)	4(0)
	上司とのトラブルがあった	231	27	17	5	221(102)	13(5)	21(8)	4(2)
6 セクシャルハラスメント		52	0	28	1	47(47)	2(2)	27(27)	0(0)
7 特別な出来事	(心理的負荷が極度のもの等の件数)	73	73	71	8	61(9)	19(0)	61(9)	19(0)

(全国センター 岡村やよい)